

明治後期における青少年の〈墮落〉 — 活動写真をめぐる言説をてがかりに —

加 藤 亜希子

1. 問題の所在

本稿は、日本において活動写真が明治後期から大正期にわたって普及していく中で、教育的なメディアへと変化していく過程を、当時の教育雑誌にみる活動写真の言説をてがかりとして明らかにし、その背景にある児童や青少年に対する教育的なまなざしの一側面について考察するものである。

明治維新を発端とする日本の近代化の波は、民衆をとりまく文化にも多大な影響を与えた。本研究が扱う活動写真もその一つに数えられる。活動写真をはじめ、映画と教育界との関係についての研究は、管見の限りではあまり多くない。強いて言えば、メディア史をはじめとする研究分野において散見されるのが殆どで（高桑 1999；牧野 1994）、その問題関心も映画というメディアそのものの発達を明らかにすること、あるいは検閲に関する立法過程についての考察である。

また、本稿で研究対象とする明治・大正期の児童や青少年に着眼した研究の場合、不良少年をめぐる感化院とその統制について歴史的・社会的・文化的な視点から分析した研究（久井 2000；林 1997、2002）などがある。そこでは不良少年や非行少年がどのような経路で、どのような行為によって対処されてきたのかといった領域が考察されているが、この時代のいわゆる新興メディアである活動写真・映画と児童や青少年との関連についての研究というのは少ない。

その中で、朝倉（1997、2000）による一連の研究は、映画と教育の関係が成立する時点、つまり明治後期から大正期にかけて、映画が芸術・社会・教育という文脈の中で対象化されていく過程を明らかにするもので、すぐれた先鞭をつけた。そこでは明治末期から大正初期にかけておこった映画批判の背景には、映画の内的性質や感化力という視点に対する科学的根拠は薄弱で、「不良少年」への恐れから生じる安易な因果付けに基づいた社会的風潮があったことが示唆されている（朝倉 1997）。しかしながら、ここではそうした「不良少年」への恐れといったものが、具体的にどのような形で言及されたのか、また、活動写真や映画の批判が誰を対象に据えたものであったのか、という部分については特に留意されていない。仮に対象を児童／青少年と区分する場合、年齢は当然のことながら、所属する教育機関も異なる。では、そうした属性の違いに基づく批判の違い、視点の違いはなかったのだろうか。この間いを出発点とし、本稿では教育界の活動写真や映画に対する意見の変遷を検討し、考察を加えたいと思う。

本稿では開発社より刊行された『教育時論』¹⁾の言説を広く教育界の意見を代弁するものとして位置づけ分析する。主たる史料は『教育時論』を用い、補足として雑誌『活動写真界』²⁾の記事を使用する。『活動写真界』は日本活動社から発刊された商業雑誌である。発刊期間が明治42年6月から明治44年11月迄の約二年半という短いものではあるが、活動写真が一般民衆に受け入れられていき、娯

楽として根付いていく様態が記されており、単なる会社宣伝といった役割を越えて、当時の社会における活動写真の受容や実態を概観することのできる史料である。

論考の順序は次のとおりとする。まず、『教育時論』にみる活動写真をめぐる諸言説から、『教育時論』における活動写真の受容について概観するために、時系列的に整理する。ここでは教育界において活動写真について論じられる際、どの年代層が意識されていたのか、それがどのような論点であったのかについて、大まかな行程を示す。次に明治40年代から大正中期における活動写真に関する言説を中心に、その批判の展開について検討する。この作業を通じて、活動写真に対する教育界の意見の変化に、青少年の<墮落>が深く関係したことを提示したい。

また、本稿では視覚メディア上の分類、つまり幻燈やパノラマ／活動写真・映画それぞれが有する性質上の違いについては、分析する上では特に配慮していない。明治期における幻燈から映画へという視覚メディアの転換に伴う問題は、単に視覚メディアの進歩の形跡である、として看過されるべきものではないだろう。しかし、本稿ではあくまで広く活動写真に類する視覚メディアと教育界との関係、またはその受容形態を考察対象としている³⁾。加えて、本稿では記事のタイトルや論説中の用いられている例を除いて、便宜上「活動写真」に統一して記述する⁴⁾。

なお、引用した史料について、漢字の旧字体は新字体に改めている。

表1 「教育時論」掲載の活動写真に関する記事 (全47件)

発行年, 号, 頁	タイトル*	記事の具体的内容	所属機関**	『時論』の活動写真に対する意見***
明 40 年 811, (1907) p36-37	活動写真と小学生徒	伯林での活動写真見物禁止案を紹介。	小学校児童	小学校生徒の教育に有害なる影響がある。
明 44 年 942, (1911) p26	●活動写真の調査	文部省が活動写真と幻燈は趣味と実益を与えることについて具体的に調査中である。		
明 44 年 945, p26	●映画題材の芸集	幻燈, 活動写真の題材蒐集を内務省が全国地方長官に命じる。農家の生活状態や各種工業の製作状況, 教育衛生に関する調査が命じられる。		
明 44 年 946, p46	悪活動写真	活動写真の流行と児童に対する影響についての意見。	小学児童	各地の小学校長に対し, 活動写真(不良活動写真)を取り締まり, 児童に害を及ぼさないようにすることを望む。
明 44 年 949, p42-43	●活動写真時間制限	児童の視力, 視神経, 脳力に与える影響を, 通俗教育調査委員会が調査。	児童(調査)	
明 44 年 953, p32	●幻燈映画の選択	通俗教育調査委員会第二部会によるフィルム調査経過報告(ここで東京自治見物, 日本遊覧, 東京各所, 日光遊覧, 富士, 浅間の地理画と近江聖人, 衛生などの映画はある程度認められた)。		

明 44 年 954, p30-31	◎児童と活動写真	既報 (949 号) の児童の視力と体質に与える影響調査の途中報告 (5 名一組の児童に 3 回 3 日間の調査期間を有する)。	児童 (調査)	
明 45 年 964, (1912) p17 p17-18	児童と活動写真 通俗教育写真調製	通俗教育委員会と古瀬医学士による既報の児童調査の途中報告。 内務省地方局の教育写真調製の実態報告。	小学校児童 (調査)	
明 45 年 966, P31	活動写真の害	児童の視力, 神経組織に与える影響についての考察。	児童	児童の疲労を激しくさせる写真の動揺と不鮮明さはフィルムが古びた結果である。
明 45 年 968, p34	活動写真取締方針	文部省通俗教育調査会による活動写真フィルム審査について文部当局者の話。		欧風の接吻その他風教に悪影響のあるべきフィルムは断然映写禁止とし, 時間も 30 分以内とし, ドラマに関する審査なども厳重にする方針。
明 45 年 971, p4-6	青年学生と活動写真 (小林吞洋生)	興行物は青年学生に悪影響を与えることについての論説。	大学生及び中等教育機関に在学する者を中心	現在, 普通に興行されている活動写真は絶対に青年学生が観覧するのを望まない, 内容が改良精選されない限り彼らの観覧を禁じたい。
明 45 年 972, p35 P37	◎通俗図書と映画 ◎教育活動写真研究会	文部省通俗教育調査委員会総会 (明 44 年 12 月 29 日開催) での議事報告。 明治教育社長会根松太郎氏による活動写真資料研究会発足と趣意書及び規則書。		活動写真の実情は教育上の注意を払うものが殆どない, 矯正改善の方法を講じることが急務である。と同時に (活動写真の) 教育上の利用を講じたい。
大 3 年 1036, (1914) p43	◎活動写真国際会議	活動写真の取締りについでの国際協議会記事。		俗悪なるフィルムを国内に輸入できないように官権で取り締まるべき。
大 3 年 1051, p31	文芸及写真取締	文部当局者の談話内容。		外国輸入品中教育上すこぶる如何わしいものがあり, その取締法を研究している。
大 5 年 1109, (1916) p7-9	活動写真に関する調査 (三田谷啓)	活動写真出入りの人員その他の調査結果, 地域別の調査などの論説。	小学校児童	
大 5 年 1123, p18	◎児童教育に活動	通俗教育講話会理事者の話。	児童	謙和と活動写真で児童の精神教育に資することになり, この種の催しは, 各種の教育団体にも試みられるだろう。理事者の発言は「活動写真は利用次第で教育上も最も有益であることは, 等しく研究者も認めている。児童のためになる映画は極めて稀であり, 教育に応用するには公益団体の力によって材料を選択するしかない」。
大 6 年 1140, (1917) p47	◎活動写真	活動写真をめくつての明治末年からこれまでの状況について一瞥。	青少年	取締り規則を設けることは結構なことである。現在の活動写真が青少年に悪影響を及ぼしつつあることは事実である。
大 6 年 1145, p37	教授に活動写真応用	医科大学で活動写真を教授に利用していることを紹介。		
大 6 年 1148,	活動写真利害調査	帝国教育会が活動写真映写に関して教育上の		

p20		利害調査を行うこと。		
大6年 1149, p18	◎活動写真取締建議	通俗教育部委員会による活動写真の取り締まりに対する建議内容。	16歳未満者	映画の選択は、元来性質が通俗的である以上、これを限定するのは困難であり、漸次改善を加えるより方法はない。
大6年 1150, p1	活動写真取締問題	時論（社説）記事。	幼少年者	欧州に倣って活動写真取締に関する国際協約に日本も加入すべきである。
大6年 1151, p23-24 p24-26	◎活動写真取締に関する決議（帝国教育会） 独逸に於ける活動写真取締（帝国教育会）	決議内容。 1910年～12年のドイツの警察令（活動写真取締。）淫褻とみなされる発行物制裁に関する国際会議決議の内容。	児童生徒、 14歳未満の児童	
大6年 1158, p28-29	活動写真取締問題（保科孝一）	衛生的方面、道徳的方面、知育的方面から活動写真の影響を考察。	小学児童、未成年（丁年）者	活動写真が少年の犯罪や自殺に結びつくという事例から、特に俗悪映画を未成年者に観覧させるべきではない。
大6年 1159, p17-18	◎活動写真取締規則	文部省の通牒（各地方への調査命令）内容。	児童	
大6年 1161, p36-37	紙製の活動写真	紙製のフィルム発明についての記事。		火災発生の心配がなく廉価であるため、家庭用及び学校用に良いが、写真を映すには強度の光を発する機材が必要である。
大6年 1162, p17-18 p45	◎活動写真規則発表 活動写真取締規則	該規則 51 箇条、附則 4 箇条の内容について。 上記規則の制定についての意見。	（保護者以外の）15歳以上の男女幼少年者	規則を制定した警視庁を評価。フィルムの検閲については、15歳未満の少年者に対する弊害を考慮する上で、教育家に囑託して検閲することを望む。
大6年 1164, p45	活動写真の昨今	活動写真取締規則施行の結果にたいする意見。	15歳以下の少年	地方での興行の増加がありうる為、各地方でも、警視庁の取り締まり規則に倣って活動写真を取り締まり、少年に及ぼす悪影響を未然に防ぐようにすべき。
大6年 1166, p17-18	◎活動写真取締調査	文部省が行っている調査の状況報告。	小学児童	
大6年 1167, p13	◎活動映画検定委員	文部省が新たに映画検定委員会を設置することについて。		
大6年 1174, p37-38	◎活動写真の教育	『通俗教育活動写真協会』が組織され、全国各地を巡回する。	廃兵、青年会、処女会、鉄道従業員、貧民、学童、職工等	
大7年 1181, (1918) p15	◎模範活動写真の会	帝国教育会通俗教育部の動向報告。	小学生及びその程度の者	活動写真に伴う弊害が殊に著しい。
大8年 1225, (1919) p3	射的と活動写真	射的の練習に活動写真を用いる事が米目で流行中であることを紹介。		射撃の練習として活動写真中のものを標的とすれば練習上非常に便利で有効である。
大8年 1240, p42-43	清新なフィルム	東京教育博物館長棚橋源太郎氏の話。		活動写真は家庭及び教育団体の時代的要求に順応してきている。その原因は、教育会議や文部当局の通俗教育奨励に活動写

				真を利用しようとしていることと、各家庭が複雑なる興行館のフィルムを排斥して清新なフィルムを要求するようになったことが考えられる。
大9年 1271, p8-10	活動写真の教育化とフィルム改善運動(青地忠三)	文部省囑託である著者による、活動写真の教育化に関する考察及び意見。	児童、小学校	従来のように活動写真を検閲を経て一概に禁止するというのではなく、教育的方面への利用を考えなければならない。如何に学校教育もしくは社会教育に於いて、優良なフィルムが得られるのか熟慮しなくてはならない。それらを実行するために、教育者の態度はもっと積極的で徹底であるべきで、すべてを教育化せんとする教育者の要求がもっと強烈であってほしい、とする。
大9年 1276, p18-19	◎活動映画と文部省	文部省の諸社会教育調査会の動向。	一般(民衆)	
p19-20	◎活動映画認定標準	文部省にて、公衆娯楽に関する調査会が開かれ、その協議内容。	一般(民衆)	
大9年 1279, p36	◎文部省と活動写真	文部省にて映画制作当業者との協議会を開き、その協議内容。	児童	この協議の結果はやがて世間に具体化すべく、時節柄大に注目し値する事項である。
大10年 1285, (1921) p35-36	◎文部省と活動弁士	文部省の調査委員会と説明者(弁士)との協議会の内容。		
p42	活動写真と学校	普通教育での活動写真の利用についての意見。	小学校	(専門)教授上活動写真の効果は一般に教育家の間で認められている。各小学校にて、経費面と火災防止などの点に考慮すれば地理や理科の教授には大変便利である(米国での例を挙げて説明)。
大10年 1288, p37	小学活動写真教育	東京府の学務課による活動映画の教材利用に関して。	小学校	

注) 空欄は文中に分類する手掛かりが不明、あるいは不十分で判断し兼ねるもの。◎が付いている記事は、内容に文部当局や各教育会など行政において調査・考案・実施された事柄(それらについての紹介)を含むものである。***論題の対象となっている教育機関及びその対象として挙げられている人の属性については、記事で使われている呼称を用いて掲載した。***「時論」独自の意見の他、記事の論者(識者、官僚など)独自の意見や見解も含む。また、「教育時論」には大正9年1266号「輸入の活動写真」、大正10年1298号「活動写真展覧会雑感」(記者:桑門貫一)、同年1316号「児童と映画」(記者:江川和彦)の記事があるが、筆者は「時論」中に管見することができなかった。このため同記事は記事件数としてカウントしているが、表中には記載していない。

2. 「時論」における活動写真の受容

2.1 記事の出現頻度

ここでは「教育時論」(以下「時論」とする)における、活動写真の受容について概観していきたい。明治40年から大正10年にかけて発刊された「時論」中、タイトルに「活動写真(活動)/映画/幻燈/フィルム/写真」と「児童/青年/学校」に類する言葉を含む記事を抜き出したものを表1に示した⁵⁾。

掲載記事の内容の検討に入る前に、記事の件数をみてみる。図1は、表1の記事の件数を時系列的

に示したものである。これによると件数が日立って多い年が大正6年の16件で、明治44年（6件）、明治45年（7件）、大正9年（5件）大正10年（5件）となっている。

以上の年に『時論』における活動写真に類する記事が突出している原因は、主に行政レベルでの活動写真に対する制度制定との関連から説明することができる。『時論』中にも、活動写真を対象とした制度制定への動きについて具体的な内容を示す記事や、活動写真に関する実態調査や研究が行われていることを載せた記事が見受けられる。

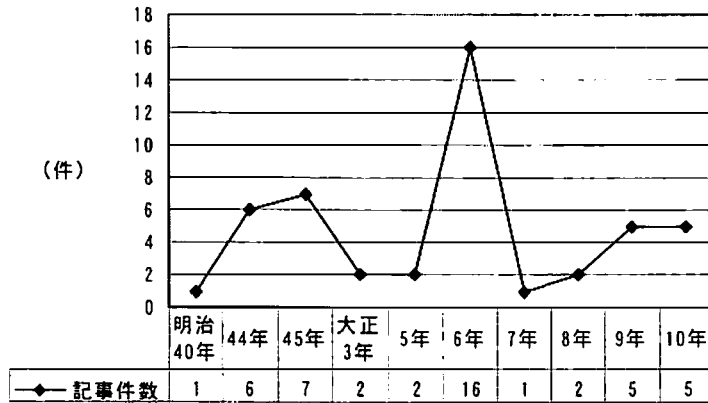


図1 記事件数

活動写真を対象とした諸制度の制定の動きについて順次整理し概観していく。まず明治44年と翌45年に関していえば、明治44（1911）年5月17日、文部大臣小松原英太郎による「通俗教育調査委員会管制」が制定される⁶⁾。それに伴い同年10月10日に「幻燈映画及活動写真フィルム審査規定」が制定され、先に設置された「通俗教育取締委員会」による幻燈映画、活動写

真のいわゆる検閲制度が設けられた⁷⁾こと、以上が『時論』中の記事件数に関与していると考えられる。また、大正6（1917）年には、警視庁による「活動写真取締規則」が発布され、フィルムを甲種、乙種に分け、甲種の作品は15歳未満の児童に観覧させることを罰則をもって禁止した⁸⁾。こうした規則の制定に至る過程に、「帝国教育会」⁹⁾による文部省への建議（「活動写真取締建議」）提出といった動きがあり、これらを反映したものが『時論』誌上に現れたということである。

また、『時論』において、明治40年に掲載された、811号「活動写真と小学生徒」の後、明治44年942号「活動写真の調査」が登場するまで、活動写真や幻燈等に関する記事は掲載されていない。しかしその間、雑誌『活動写真界』には、「社会或一部の人士は、斯の隆隆たる盛境に立てる活動写真に対して罵詈雑言、口を極めて攻撃いたす者少なからず。」（「編集局より」、明治43年、第8号、p. 3）や、「近時活動写真の勃興に伴れて、活動写真は何人が見ても差支へないか、有るか否と云ふ事が、或る論客中に一つの問題となつて居る。」（「太平楽」、明治43年、第4号、p. 10）などがあり、活動写真を問題視する意見が存在したことを窺わせる。

2.2 タイトルにみる内容の変遷・対象の教育課程

次に、『時論』の記事に取り上げられたタイトル及び、対象とされている人物の年齢や教育課程に着目し、活動写真に対する意見を整理する。具体的な内容の分析は次章において試みることにして、ここでは記事内容の大まかな流れを把握することにしたい。

『時論』中の記事はその総てが論説というわけではないので、表1には彙報記事も多数含まれている。特に教育行政レベルでの意見は彙報としてまとめられている。ここでは記事の内容が、活動写真に関する文部省や各種教育会による調査や意見、通達などの報告ではなく活動写真をテーマとした論

説を中心に概観していく。

まず、明治44年と45年の記事のタイトルをみていくと、「悪活動写真」(946号)、「活動写真の害」(966号)、とあり、内容も活動写真を批判するもので、その「害」を調査するという内容の記事と共にこの時期に多く見受けられる¹⁰⁾。記事件数頻出度が最も多い大正6年間は、2.1にて述べた通り、主として活動写真の取締りをどのように計っていくか、についての意見が列挙される。しかし同年の後半に入ると、「活動写真の教育」(大正6年、1164号)が登場し、大正9年には「活動写真の教育化とフィルム改善運動」(1271号)、大正10年「活動写真と学校」(1285号)、「小学活動写真教育」(大正10年、1288号)等が掲載される。具体的に教育機関を示す単語(学校、小学など)や「教育化」という言葉が活動写真と一緒に用いられるようになっており、このことは、大正6年は『時論』にみる活動写真の受容の転換期として位置づけられることを示唆するものといえよう。

次に、論説に際して対象とされている人物の教育課程についてであるが、教育課程の区分を示すものとして、主に用いられている単語は「小学校児童／児童／青少年」と、これらに類する単語が用いられている。具体的に年齢を挙げているものもあるが、表1をみると、その殆どが児童・小学校児童を対象としていることがわかる。天野(2005)によると、明治38年頃から、小学校をはじめとする初等教育の実質就学率(就学率×日々出席率)が85.1%、大正中期には93.1%と算出され、明治10年代のそれ(約3割前後)と比べて、学校に通う子どもが急激に増えている(天野2005:161-162)。このことから、ここで児童という言葉が意味するのは、主として学校に行っている子どものことであると言えよう。大学生や中等教育機関に在学する者が中心となっているもの(971号)、民衆一般を対象としている記事(1276号)なども見られるが、明治40年代から大正10年に通年して活動写真が『時論』において論じられる場合に、主な対象となっている人々は児童・小学校児童である。

3. 活動写真の価値転換

前章において、活動写真をめぐる言説の論点の流れを大まかに整理した結果をふまえて、記事の内容について分析したい。具体的には、活動写真が問題視され批判されている様相から、活動写真が教育と一緒に語られていくようになる変化の過程に際して、それが何に依拠していたのか検討する。

記事内容を丹念にみていくと、活動写真が批判される場合、時代を追う毎に批判の内容は、活動写真を観る者の身体に与える影響を懸念して批判するものと、倫理的側面から批判するものとの、二層に大別することができる。以下に順次その様相を述べていく。

引用している各記事の書き手あるいは語り手の社会的地位の検討といった問題を残しているが、本稿では『時論』の言説をもって教育界の意見の総体とする。その意見がつくられる社会的コンテクストを提示するための素材として、活動写真に関する記事の言説を扱うことにしたい。引用中の下線は筆者によるもので、[・・・]は便宜上中略が必要な場合、その記号として用いている。

3.1 「眼」に与える悪影響

明治40年発刊の811号に「活動写真と小学生徒」という記事がある。同記事は、『時論』誌上で活動写真に対する言及の口火を切ったもので、その内容は当時のベルリンにおいて「活動写真の流行につれ小学校生徒の教育に有害なる影響ありと認められ」、小学生の活動写真観覧禁止案が学務委員会会長より委員会に提出されたというものである。ここで提出された活動写真の有害なる影響をみていく

と、「一、活動写真興行の爲め、児童は夜半十二時に至りて始めて就寝す。二、活動写真興行所は、衛生上頗る不良なる空氣に満てり。三、児童の視力に有害なること。四、映画には悲劇的又は不道德なるものありて、児童の心理的教育に有害なること、特に不可能なる魔術めきたる映画あるは、児童の倫理学的智能を害す。」以上の項目が挙げられている（前掲 p.37）。

以上を主たる理由として、活動写真見物用眼鏡を児童に与えて時間を制限し、校内において衛生上無害である場所で教育的活動写真会を開催する、といった意見が報告されている。図1を見ると、この記事が掲載されたのち、明治44年以降活動写真に対する記事が増えており、活動写真をはじめとする映画や幻灯に対して批判的態度を帯びた記事の内容は、概ね上記の記事内容を踏襲したものである。では、この時期において『時論』誌上で活動写真の何が問題とされていたのか、より具体的には活動写真の何が見る者を「害す」るものとされたのか、その論点を描写しながら検討していきたい。

まず、活動写真がもたらす害として挙げられているのが、主に児童の「眼」をはじめとする視神経の健康を損なってしまうこと、である。「活動写真が児童の視力、視神経、延て脳力に及ぼす影響如何に就て、目下同会（通俗教育調査委員会）囑託古瀬医学士をして専ら調査せしめ居れる」（「活動写真時間制限」明治44年、949号、p.42-43）ことや、966号（明治45年、「活動写真の害」p.31）¹¹の文面にも「活動写真の映画の迅速な変化と不自然なる回転とは、児童の心理作用に殆ど何等の連鎖を置く余裕を与えず、[・・・]大人ならば夫程の困難を感じないと云ふ場合でも、貧弱なる児童の脳力では事件の移り変わりに追はれて」しまい、その結果過度の疲労を引き起こしてしまうこと、が述べられている。さらに966号の記事は、次のように続く。最初に浅草公園で使用されたフィルムが東京市内に、その後地方に送られていく途中で傷み、それが使用されると「斯く間断なしに映る映画の動揺は、児童の網膜及神経を刺戟して、神経組織を害し中心視力を減じ、眼の調節作用にも悪影響を及ぼして来る」（前掲 p.31）と、興行途中傷んだフィルムが、児童に与え得る影響について説明する。

こうした「活動写真には児童の視力、視神経等に及ぼす悪影響がある」とする、いわば医学的知見から活動写真について警告を放つ、という立場は、その後『時論』誌上ではあまり語られなくなるが、大正6年に発刊された記事の論説中、時間の制限について言及した所で、「昼間たると夜間たるとを問はず、引続いて二時間も三時間も、幼少年者に活動写真を観覽せしむることは、其の脳や視官の生理上にも宜しくないと思はるゝ」ため、観覽時間の制限が必要であること、「殊にフィルムは少しく古びたるものは、幼少年者の脳には、生理的に悪影響を与ふるものゝ如くなれば、此の点からも、亦大に注意せねばならぬこと」（「活動写真取締問題」大正6年、1149号、p.2）と提言されている。この時期に活動写真が批判される理由として、「眼」に対する悪影響があることが挙げられ、それが更に「脳」に対する影響へと拡大されていき、議論の俎上にのせられていた。

先述の朝倉（1997）によると、こうした「眼」や「視神経」、「脳」に關与する影響という医学的知見からの警句は、同時に「心理学的立場」からの見解が随伴していた。ここでは、『時論』誌上にも談話が掲載されている精神科医の三田谷啓が、「大人が悲劇を好んで観るに反して、子供は喜劇、滑稽物、冒険、探偵等を好む、これは心理学上からいふも当然であるのである」（三田谷啓「活動写真に関する調査」大正5年、p.8）といった、大人と子供が好むフィルムに違いがあることを、心理学より説明することができる、とする見解に着目している（朝倉 1997）。三田谷啓が師事したのは「教育（精神）病理学」の先駆者達で彼らの活躍したのが明治40年代に当ることから、「心理学」「教育病理学」等が当時の学問的流行であり、明治40年の中盤以降に浸透していったのである（前掲

1997: 43)。

3.2 教育上良いフィルムと悪いフィルム

次に見られる意見は、活動写真が有する観覧者への倫理的側面に対する害についてである。ここでの倫理的側面による影響については、教育上良いか悪いかの峻別に収斂して検討することができる。この論点において、どのようなフィルムが害をもたらすものとみなされていたのか、について概観してみる。

まず通俗教育調査会の活動に焦点をあてて見ていく。

明治44年、945号「通俗教育調査会」にて、「[···] 地理歴史、地方自治、衛生等に関する映画を行ひて一々審査評論し、次に忠孝に関する二三の活動写真を映写し、之れ亦鑑別審査を行ひて散会」(前掲 p. 26)。さらに、同誌面でこの次に掲載されている「映画題材の芸集」には、「(全国地方長官に映画題材の蒐集を託す際) 其選択すべき題材は農家の生活状態、各種工業の製作状況名所旧跡の写真其他教育衛生等に関する件殊に地方に限りて催さる祭祀風俗等も取調の上採取すべし」(前掲 p. 26) とある。以上はあくまで「興行」とは別である通俗教育調査会が選定しようとする活動写真とその題材であるが、当時の教育界では教育上よりみてフィルムの題材として相応しいものであると位置づけられていたと考えられる。

一方、教育上悪いとされるフィルムについては、次の記事よりやや具体的に迫ることができる。「彼の欧風の接吻其他風教に悪影響あるべき、フィルムは断然映写を禁じ」ること(「活動写真取締方針」明治45年、968号、p. 34)、また、昨今の活動写真の実況をみて「教育上の注意を払ふもの殆どなく、人情の弱点に乗じたる醜悪なる映画を試み、善良なる子女を害ふこと甚だしく、其弊害実に言ふに忍びざるものあり」(「教育活動写真研究会」明治45年、972号、p. 37) という。前者の記事に即してみると、「接吻」といった人間の心理的表現が確固たる理由には触れられず、悪影響であるとみなされている。

また、明治45年971号の「青年学生と活動写真」(小林吞洋生、p. 4-6) では、上映された活動写真が「滑稽物」「凶物」「悲劇と称するもの」にカテゴライズされ、その半数以上は「教育上より見て害あるも益なき材料」(前掲、p. 4-5) であると批判される。ここで特筆すべきは、「教育上より見て」ということのみ悪いフィルムという理由付けがなされ、その具体的な中身には触れられていないことである。

表1を見てもわかる通り、明治後半から大正6年にかけて、通俗教育調査会や、帝国教育会などによりフィルム規制や基準の制定などが再三審議されている。ここでは「[···] 通俗教育上必要とみとめらるれば、之に対しては通俗教育審査委員認定なる文字を記入し得る事」(「通俗教育部会」明治44年、949号、p. 42)、「(帝国教育会にて) 活動写真に関し教育上有害なるものの取締ならびに有益なるものの奨励方法」が議論され(「活動写真利害調査」大正6年、1148号、p. 20)、最終的には以下の通り決議される。長尺であるが、後に活動写真に対する意見が変化していく様相を理解する際の指標ともなるので、以下に引用する。

「(一) 活動写真取締に関しては関係官庁特に教育官庁と警察官庁との間の連絡を一層親密にし、一定の方針に依りて取締を嚴重にすること。(二) 中央地方の警察官庁に於ける映画(フィルム)の

検閲は成るべく其の標準を一定すること。(三) 警察官庁に於ては映画(フィルム)検閲に関して教育上の意見を徴すべき期間を設けること。(四) 活動写真説明者たらんと欲する者には其の人物性を調査の上これに鑑札を与ること。(五) 説明者の説明要領は映画(フィルム)と共に検閲すること。(六) 活動写真に関し衛生上及び風紀上の取締を尙一層嚴重にすること。(七) 関係官庁に於て特に児童生徒に適する教育的活動写真興行及び映画(フィルム)の製造を保護奨励すること。(八) 如何なる活動写真館に於ても十四歳未満の児童をして夜間は入場せしめざること。(九) 学校在籍児童に関しては教育官庁より学校当事者に訓令して活動写真の観覧を取締らしめ、而して警察官庁はこれと協力すること。(十) 関係官庁役所教育会に於て活動写真の教育上の影響を調査し、児童生徒の父兄に注意を与ふること。]

(「活動写真取締に関する決議」、大正6年、1151号、p.23-24)

こうしてみると、フィルムの選別は「教育上」良いか悪いかという論点に収斂されることにより、その明確な根拠を不透明にしているように思われる。同時に、ある活動写真のフィルムが、ともすればこの方向から見ると良い、しかしこの一面が害悪だという判断もされ得るといえる¹²⁾。

では、何が「教育上より見て」良い悪いという選別を引き起こしたのか、つまり活動写真と関連して当時の教育界の視軸がどこにあったのか、その背景に着目する必要がある。

3.3 <墮落>との接触

前節においてフィルムの峻別について述べたが、ここで再度、活動写真そのものについての言説を検討していきたい。先述した史料「青年学生と活動写真」(小林吞洋生、明治45年、p.4-6)における論説の中盤に、次のくだりがある。

「其時間に関して云ふも、活動写真は場内の暗黒を必要とするのである、従て夜間を以て適當とする仕事である、青年学生が夜間に於て興行場に入出することが既に彼等を墮落の経路に導き易く、不潔な心事を挑発し易きことであるに、[・・・]、尚又其開場時間は三四時に互ることあり、為に遅きは午後十一時前後に達することも少なくない、青年学生の身として、斯様な場所に於ける夜更はこれを衛生上よりみるも、將た修学上より考ふるも其害毒こそ甚大なれ何等の益する所ない[・・・]」(前掲 p.5)

青年学生が活動写真を観覧することに際して、それがなぜ<墮落>へと通じてしまうのか。そのように考えられた理由として、映写に伴う「暗さ」や「暗黒」があげられる。上記の表現でいえば「不潔な心事を挑発しやすい」というものである。

先にも提示した「活動写真界」の「太平案」(明治43年、第4号、p.10)という記事に、活動写真が有害であると語られる場合、その論者が楯にするのは、「映写中真闇になると云ふのがお気に召さぬのである。映写中暗くなれば、青春の氣に酔ふた青年男女に取つて不正の行為を敢てする導火線となつて風紀上甚だよろしくないと仰るのが排斥論者の御論録」であった(前掲 p.10)。また同誌の第5号「はがきたより」コーナーに投稿された「活動写真狂句」という投稿者自作の句の中にも、

「暗黒の間を当込みに墮落生」(明治43年、堂亭生、p. 16)と読まれている。

暗黒の間で「墮落生」が何を当て込み、記事に記される暗がりでの青年(学生や男女)達の不正の行為というものが、具体的にどのような行為を指しているのか厳密に断定することは出来ないが、ここで当時の社会問題を取り上げて考えてみたい。それは「風紀の糜類」や「風紀紊乱」といった問題、いわゆる「学生風紀問題」と称された問題群である¹³⁾。とりわけ明治30年代をピークとして、明治末期にかけて青年・学生・中学生による暴力行為、窃盗、恋愛、などが「風紀上の問題」であるとして教育界に限らず広く一般に認識されていた¹⁴⁾。問題の具体的な内容は、『時論』でも特に「教師学生の風紀」(明治32年、496号、p. 33-35)に詳しく、ここでは当時の新聞や雑誌に掲載された風紀頹廢に関する記事を「学校騒動」¹⁵⁾と「学生の乱行教員の不品行」とに分類して載せられている。その総てをここに列挙することは出来ないが、特筆すべきは、明治30年代から末期にかけて教育界から問題視された「学生風紀問題」では、とりわけ青年や学生の恋愛、それに通じる男女間の問題が取り上げられていることである。具体的には、「艶書(ラブレター)の遣り取り」や「私通の末に妊娠した(させた)」などであるが、当時はラブレターのやりとりやいわゆる男女交際が「問題」として認識されていたことがわかる。

加えて、同時期において、小説や新聞といったメディア、特に「恋愛小説」が以下のように批判されている。

「近時男女学生風儀の紊乱益甚しきを見るは、深く慨すべし。固より墮落の原因たる、社会全般の腐敗、学校家庭教育の不完、其他種々の事情あるにも依るべしと雖、就中所謂恋愛小説の、男女学生間に与えたる勢力の大なるは、決して否むべからず。[・・・] 悉皆男女の恋愛に関する記事のみにして、字々淫褻、句々汚穢、殆ど卒読するに勝へず、之を以て思慮単純なる男女学生に読ましむる、何を以て其情緒を動かさざらしむるを得んや、其書中の人物を模擬せしめざるを得んや、其結果たる、遂に高尚清潔の境涯より、一転して野卑淫猥の魔窟に陥るに至る、[・・・]」(「恋愛小説作者の責任」、明治35年、623号、p. 45)

この記事が示すことは、恋愛小説が墮落の原因であること、恋愛小説によって男女の恋愛が現実の出来事となった時、高尚清潔、つまり上品で品行方正とされる男女が奈落の底へ、という悲劇への警告である。先述の艶書、私通を問題視して批判することも、恐らくは上記の論理で説明されていたであろうことは、十分推察できる。これまで純良であった青年や学生たちが、恋愛を通じて墮落していく、というストーリーである。

そうしたストーリーに活動写真が果たす役割が、「青春の氣に酔った青年男女に取って不正の行為」を可能とする暗い場所を提供すること、であった。この観点からみれば、活動写真が青年学生に対して悪影響である、害悪だと語られる時、その背後にあるものは、<墮落>への接触に対する反応であると理解できよう。教育界において「学生風紀問題」がもっとも議論されるのは、明治37・38年で、それ以降も明治末期に至るまで頻繁に教育界を問わず各方面で批判されている。こうした問題が、特に男女間の<墮落>の概念を引き起こし、活動写真に対する批判を喚起していたと考えることができる。

3.4 教育的メディアとしての活動写真

活動写真の悪影響を問うという視点は、大正6年を転換期として、活動写真を「教育上」有益なるメディアへという動きを帯びたものによって変わっていく¹⁶⁾。

同年発刊の「活動写真取締問題」(1149号、p.1-2)と題された論説の結びをみると次のようになる。「活動写真は、観覧者、殊に幼少年の観覧者には、澁刺たる印象を与え、津々たる興味を感ぜしむるものであるから、其の宜しきを得たるものなるときは、之に良影響を与ふるに反し、其の宜しきを得ざるものなるに於いては、極めて恐るべき悪影響を与ふる」、従って、利益の追求を目的とする営業者にその扱いを任せたまにするのではなく、「十分の取締をなし、一般観覧者にも、娯楽の間に良影響を与ふるものたらしむるが、社会教化上、最も大切なこと、思ふ、[・・・]」という論調になっている(前掲 p.2)。こうした意見が先述のとおり、帝国教育会を始め各種教育会で議論・検討されていくようになり、大正6年2月の「活動写真取締建議」の提出、同年8月警視庁による「活動写真取締規則」の制定に至る。

ここで再び3.2で引用した「活動写真取締建議」に着目すると、教育において活動写真を利用しようという考案があるのを読み取ることができる。児童生徒に適する教育的活動写真興行及び映画(フィルム)の製造を保護奨励することが、建議項目(七)で挙げられている。さらに大正9年に入ると、文部省による活動写真(映画・フィルム)の推薦制度が新たに設けられる。文部省により編纂された「本邦映画教育の発達」によると、この制度は、「社会教育調査委員に於て娯楽、教育、芸術等の各見地より価値ありと認めたる映画は、之を社会に推薦紹介し、成人向、一般向(成人及び青少年)の区別を指定し、映画観覧者、利用者等の便に供すると共に製作者の参考に」資するものとされた(文部省 1938:15)。

こうした動きは、「時論」にも取り上げられている「活動写真の教育」(大正6年、1174号)における、篤志家による「通俗教育活動写真協会」の設立と、全国巡回を催し各地の青年会や児童、貧民らに無料で観覧させたことにみることができる(前掲 p.37)。また、帝国教育会通俗教育部が小学生及びその程度の者に観せるべき活動写真のフィルム選定を行い、その模範として「エジソンの一代記」の公開を主催している(「模範活動写真の会」大正7年、1181号、p.15)。ただし、ここでもフィルムを選定する際の判断基準は具体的に示されていない。

加えてここで強調したいのは、活動写真が実際に教育の現場で利用することが提言されていることである。まず、大正9年に掲載の文部省囑託である青地忠三によるレポート「活動写真の教育化とフィルム改善運動」(1271号、p.8-10)をみよ。ここでは最初に「少年自然の心から湧き出でる活動写真を通じての知識欲を、只管に禁止せんことは、決して教育上の適法とはいはれぬ」として、教育において活動写真を用いるのが有益であることを示唆している(前掲 p.8)。その上で、「校教具としての活動写真も、近来著しく其必要を認め」新築校舎に完全な映写設備を造る小学校があると述べている(前掲 p.9)。また、教材を活動写真と化して授業で使用するために市内の各小学校を巡回することが検討され、「即ち耳よりの教授の外に更に眼より智識を得せしめん」という試みがなされている(「小学活動写真教育」大正10年、1288号、p.37)。小学校での活動写真の応用は、「教授上活動写真の効果が一般に教育家の間に認められてゐながら」広く行われていない、というようにして、学校での教授における活動写真の利用について肯定的に論じられるようになる(「活動写真と学校」大正10年、1285号、p.42)。

ここでは、フィルムの中身そのものが教育的かどうかという問題もあるが、活動写真が用いられる場所の違いに対する意見が大きく関係している。利用する場所が学校であるからこそ、活動写真を教育的に利用することができる、という視点である。活動写真が批判的な見方から、教育上利用できるメディアとして方向転換され認識されていく過程をみていくと、活動写真が学校やその授業、つまり教育的領域に囲い込まれていく様相をみることができる。

4. まとめと考察

以上、明治40年から大正10年における、主に『時論』誌上の活動写真に対する言説の分析を、(1) 誰を対象としていたのか、(2) 活動写真に対する教育界の思惑はどのようなものであり、(3) その背景に何があったのか、この順にまとめて考察に入りたい。

まず、興行物としての活動写真は、子どもだけではなく大人の娯楽でもあり、老若男女の娯楽である。しかし、『時論』の記事において活動写真が批判されるのと同時に、活動写真が誘発するとされるいくつかの害から保護対象となっているのは、主に小学校に通う児童、あるいは彼らと同年齢の子どもがその中心であった。

次に、当初の活動写真に対する記事には特に児童の身体、中でも眼や視神経に対して害がある、とする意見が見られる。この意見が、活動写真のフィルムが教育上よりみて有益か無益か、という判断へと変化していく。その場合、特にその有益／無益を区別する際の根拠を述べることなく、フィルムの峻別がなされていることがわかる。

最後に、フィルムの選択に関しては、その選別基準に関する明確な根拠付けがなされないまま、活動写真の批判が展開されていくが、明治期後半に教育界に限らず社会問題となっていた風紀の廃頹、いわゆる「学生風紀問題」にみる様々な〈墮落〉の実態が、活動写真批判の言説を立ち上げていた。その〈墮落〉とは、とりわけ明治末期においては、主に男女交際や恋愛などを連想させるもので、活動写真は、映写時の「暗さ」というそれ自体が有する特徴から〈墮落〉に接触する場とみなされ、批判されていたのである。ここにみられるのは、「教育上悪い」フィルムを見ることで悪少年、不良少年が作られるという発想だけではない。活動写真フィルムの中身だけが問題とされたのではなく、映画館という場所が〈墮落〉の場そのものであり、教育界が問題視していたのはむしろこちらの方だったのではないだろうか。そして、この〈墮落〉との接触¹⁷⁾を避けるという考え方が、明治末期の児童・青少年に対する、教育界からのまなごしの一側面であったと考察することができる。

当初、活動写真が身体面に悪影響を与えるという理由付けから批判されていたのが、教育上利用できるものへ、という活動写真の価値の転換の背景には「学生風紀問題」があり、またそれがクローズアップされることで、活動写真への倫理的・道徳的な面が注目されるようになった。そして恐らくそこには、〈墮落〉が具現化されたものとして「不良少年」や「悪書生」というものが想定され、彼らとの接触により不良となってしまうという論理が組み込まれていくと考えられる。こうして「不良少年」は治療対象者として感化院へ、そうではない子どもや青少年は学校へ、という囲い込みがなされていく。

大正6年を境として、活動写真は教育的メディアとして論じられていくようになったが、厳密には活動写真はその後、禁止と奨励とが同時進行して発展していく。ここまでの見解をふまえてみると、児童の「眼」に対する害悪という意見がなくなり、大正9年以降は、学校教育においても活動写真が

積極的に用いられるようになる。それは映画館ではなく、学校という場での映写という点で、少なくとも青少年の〈墮落〉とは離れた場であると思われる所であったために可能だったのではないだろうか。もちろん学校で使用される活動写真は、主に教材をフィルム化したもので内容も興行用の映画とは違うものであるとはいえ、活動写真を映画館で鑑賞することと、学校で鑑賞するのとは、〈墮落〉との接触の有無という違いがある。

本稿では、時期を明治40年から大正10年間としながらも、詳細な分析を行えたのは大正6年の終わりまでである。また、主たる一次史料をほぼ『時論』にのみ依ったというところで多分に限界を含んでいる（議論の俎上にあげられる対象者の教育課程についても抽出できるデータに乏しい）。都市部に限らず地方の活動写真と教育の関係にまで対象を広げる必要も考えられる。そのため、上記の結論もまだ仮説的領域を十分に超えるものではないが、今後の課題として以上を記し、結びとしたい。

注

- 1) 『教育時論』は、東京の開発社より明治18（1885）年から昭和9年5月25日1762号まで発刊された教育ジャーナリズムを代表する雑誌である。教員や師範学校生を主たる読者層とした。本稿の史料として用いた各記事については、1号～1142号までは雄松堂書店、1142号から終刊号までは冬至書房からそれぞれ復刻版で出版されているものから採っている。
- 2) 図書刊行会による復刻版を使用した（全三分冊）。復刻版の出版年は1999年。『活動写真界』は日本活動社が映画制作会社吉沢商店の支援を受けて発刊された現存する日本最古の映画雑誌と位置づけられている。当時、他にMバテー社が支援する『活動写真』と、横田商会の『活動写真タイムス』という雑誌が発刊されていたが、その現物は確認されていない。発刊を支援する各映画制作会社は、雑誌を通して自社作品や系列館の宣伝に努めていた（岩本 1999：7）。
- 3) 日本における幻燈から映画への転換については、上田（2004）による論考がある。ここでは同時代の興行や教育といった異なるメディア受容の場における受け止め方の違いを考察している。京都での「国民」教育や慈善活動などを目的とする諸団体が主催した上映会を対象とし、日露戦争期に幻燈から映画への転換があり、さらに転換期における映画は政治的利用の過渡期にあったことから、視覚メディアの転換が円滑に進んだわけではない、ということを示唆している（上田 2004）。
- 4) 史料では「活動写真」と「映画」の両方が混合に使用されているが、それぞれ意味する内容に違いはみられない。年度によって使用される頻度の違いも特に見当たらない。
- 5) 日本図書センター編『教育関係雑誌目次集成：教育時論』を用いて記事を検索した。なお、記事内容の論旨が写真機の発達について簡素に説明されている1146号「写真界の驚異」（大正6年、p.42）と、丁抹教育局次長夫妻の日本滞在について述べられている1330号「児童映画を丁抹へ」（大正10年、p.41）は、本稿の分析対象から外している。
- 6) 『明治以降教育制度発達史』第6巻、p.214-215。
- 7) 前掲6）、p.214-215。
- 8) この規則は、児童向けの作品が少ないことから、大正9年に廃止される（高桑 1999：120）。
- 9) 明治29（1896）年成立。第二次世界大戦前日本最大の教育者団体。明治16（1883）年創立の大日本教育会を前身とする。
- 10) ここで映画史や社会教育の分野の研究を踏まえてみると、活動写真に批判的で規制を伴うべきとするような意見が出てくる原因の一つに挙げられるのが、明治44年秋に公開されたフランス映画『ジゴマ』（日本に輸入されたのは明治45年）に感化された子どもたちの間で「ジゴマごっこ」が流行した

ことである（高柴 1999など）。昭和13年（1938）に、文部省社会教育局より編纂された『教育映画研究資料第18輯』に所収の『本邦映画教育の発達』にも、『ジゴマ』の公開が映画の民衆娯楽化と映画愛好の風潮を急激に駆り立てた要因でもあり、「所謂活動狂なるものが現れ」るきっかけとなったと記されている（文部省 1938：10-11）。しかしこうした『ジゴマ』を端緒として活動映画批判が始まったという見解には疑問が残る。表1並びに『活動写真界』の記事をみても、日本で公開された明治45年以前にも、活動写真を問題視する言説が散見されるからである。従って朝倉（1997）が指摘するように、『ジゴマ』の公開が活動写真批判や規制への動きを喚起するきっかけとなったとする旨を全面的に肯定することはできない。

- 11) この記事は、『時論』において、当時の東京朝日新聞中の記事「活動写真の害」が「時事彙報」のコーナーに掲載されたものである。
- 12) 少し後になるが、大正13年に、龍谷大学の教授である海野幸徳が著した『児童と活動写真』では、当時の京都を中心に活動写真を観覧する児童について調査し、児童に与える害毒について論じている。ここでは、当時のドイツやアメリカにおける同様の活動写真研究を紹介、援用しながら、自身の調査で児童に対し、あるフィルムの感想を聴いてそれを分類（面白い、怖い、など）したものを検討している。そこで「醜悪」フィルムについて考察する際、写真が写真として観られず実物として見られる点、活動写真は実物を誇張し拡大し変形しうるので、観客の興味をさそい集中させ、人間の劣情に入り込み、低平なる趣味を動かす。従ってあるフィルムは「醜悪」であるとする（海野 1924：127-205）。この時期においてなされた活動写真と児童との関係についての研究として非常に興味深いものである。しかしながら、ここではそのフィルムの種類が羅列的に提示され、良いフィルム悪いフィルムについての考察も、その要因の羅列が目立ち、厳密な要因や類型が判断しにくい。その結果、全てのフィルムが「醜悪」であるというように受け取れてしまう。
- 13) 『時論』中にも、社説として巻頭に組まれたり（『学生風紀問題』明治34年、581号 p.1-2）、論説として明治30年代から明治末期にかけて多くの記事が掲載されている。
- 14) 「学生風紀問題」を題材に扱った研究には、渋谷（1999）がある。特にそのセクシュアリティの概念形成に着目し、『時論』をテキストに構築主義的アプローチで言説中の性的項目を検討し、「学生風紀問題」は、貞淑な男女像の提示と拡大、として捉えられる、とした（渋谷 1999：42-43）。
- 15) 寺崎昌男（1971）による、『教育時論』を主たる史料とした実証的研究では、発生頻度がとりわけ中学校に集中し、特に日露戦争前後から「風紀上の問題」が紛擾の背後にあったこと等が論考されている（寺崎 1971：30）。
- 16) 朝倉（1997）は、『時論』において大正6年、1158号に掲載された東京帝国大学助教授保科孝一による批判記事を最後に、活動写真の批判的意見は肯定的意見に変化していることを指摘する（朝倉 1997：44）。本稿では氏の見解を踏まえながらも、活動写真に対する意見の内容の変化には、「学生風紀問題」を発端とする当時の青少年・学生らの<墮落>と批判が関係していたことを考察した。
- 17) この「接触」に関しては、大正時代の地方における風紀問題について、ローカル新聞を史料として実証的に研究した広田（2002）は、次のとおり指摘する。「不良青少年」が社会や学校の周辺部分や夜の間に潜んでおり、スキをみては日常生活に侵入してきて、純良な生徒たちに「接触」することにより、彼らを誘惑しようとする、それが「不良化」への道につながる（広田 2002：151）、として「接触する」というイメージを重視している。それが個人的な墮落に対する危機意識や恐怖感を強め、風紀問題に対する厳しいまなざしを形成していたのではないかと示唆している。

【史料】

表1に示した史料は省略する。

【活動写真界】

「太平楽」、明治43年、第4号、p.10。

「はがきたより」、明治43年、第5号、p.16。

「編集局より」、明治43年、第8号、p.3。

【教育時論】

「教師学生の風紀」、明治32年、496号、p.33-35。

「恋愛小説作者の責任」、明治35年、623号、p.45。

「通俗教育調査会」明治44年、945号、p.26。

「通俗教育部会」明治44年、949号、p.42。

【文献】

朝倉徹、「『活動写真』が教育的文脈において語られるようになる背景：「不良少年」を「発見した明治期の社会的・心理学的思潮」、『東海大学紀要』、7、1997年、p.39-49。

——、「活動写真が教育的文脈において語られるようになる背景2—谷崎潤一郎による弁士批判に隠れた「映画性」と「教育映画」の関係—」、『教育学雑誌』、日本大学教育学会、34、2000年、p.140-150。

天野郁夫、『学歴の社会史—教育と日本の近代』、平凡社、2005年。

岩本憲児「台頭期の日本映画界」、『復刻版活動写真界』、図書刊行会、第一冊、1999年、p.7-22。

上田学、「近代日本における視覚メディアの転換期に関する一考察—日露戦争期京都の諸団体による幻燈及び活動写真の上映活動を中心に—」、『アート・リサーチ』、立命館大学アートルリサーチセンター、4、2004年、p.109-119。

海野幸徳、『児童と活動写真』、表現社、1924年。

教育史編纂会、『明治以降教育制度発達史』、教育資料調査会、第6巻、1964年。

渋谷知美、「『学生風紀問題』報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化—明治年間の『教育時論』掲載記事を中心に—」、『教育社会学研究』、金子書房、65、1999年、p.25-47。

高桑康雄、「映画は何をもたらしたか」、白鳥元雄・高桑康雄編、『メディアと教育』、放送大学教育振興会、1999年、p.111-128。

寺崎昌男、「明治学校史の一断面—学校紛擾をめぐって—」、『日本の教育史学』、講談社、14、1971年、p.24-43。

林雅代、「子どもの喫煙はよくない—<大人>と<子ども>の線引きと近代的孩子観」、今津孝次郎・植田大二郎編、『教育言説をどう読むか』、新曜社、1997年、p.163-184。

——、「明治期における青少年の逸脱問題の諸相」、『アカデミア。人文・社会科学編』、南山大学、74、2002年、p.223-240。

広田照幸、「1920年代のローカル新聞にみる風紀・『不良』問題」、稲垣恭子・竹内洋編、『不良・ヒーロー・左傾—教育と逸脱の社会学』、人文書院、2002年、p.135-157。

久井英輔、「『未成年犯罪者』・『不良少年』をめぐる教育的論理の形成：明治期における感化教育論の言説に関する考察』、『東京大学大学院教育学研究科紀要』、東京大学、39、2000年、p.489-498。

牧野収、「内務省令『活動写真〔フィルム〕検閲規則の制定における立法の思想と背景』、『メディア史研究』、ゆまに書房、10、1994年、p.16-36。

文部省、『本邦映画教育の発達』、『教育映画研究資料第18輯』所収、1938年。

“Degeneration” of the Youth in the Later Meiji era
— An analysis of discourse on Motion Pictures —

KATO Akiko

The purpose of this paper is to describe the conception of “degeneration” of the youth in the later Meiji era in Japan, examining the articles on *Kyoiku-Jiron* (the Education Review) that was published from the later Meiji era to the middle of Taisho era. I focus on the discourse within the field of education and show whom the critics talked about and how they perceived the motion pictures.

I found that only the elementary school age students were targeted in the articles. The earlier articles concern mainly health problems caused by watching motion pictures. However, the main concerns are shifted to ethical problems later. On the contrary, the motion picture itself was criticized in the earlier, but the favorable opinions on the motion pictures emerged after the 6th year of Taisho era as they acknowledged the positive, educational functions of the motion pictures.

However, it was not the medical concerns, nor the stories of movies, that the motion pictures were criticized in the earlier stage. In the later Meiji era, the student delinquency problems, especially boys and girls companionships, claimed the huge social attentions.

With this backdrop, the discourse I examined shows that the dark place like Movie Theater seemed to be perceived as the place where they made contact with “the degeneration.” That is the reason why motion pictures were criticized.